

武蔵野市における資源ごみの中間処理施設について

ごみの世界の「中間処理」とは、収集したごみを焼却、破碎、選別、安定化、無害化などを行い最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理する事をいい、廃棄物のリサイクルと適正処理を進めていく上で、なくてはならないプロセスです。「中間処理施設」とはそのような処理をする設備をそなえた施設を言います。武蔵野市において可燃ごみ及び不燃・粗大ごみに関する中間処理施設は「武蔵野クリーンセンター」ですが、一方、資源ごみに関する中間処理施設（リサイクルセンターと呼ばれることが多い）は市内には存在していません。

容器包装リサイクルについて

○容器包装リサイクル法は、正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」と言い、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな役割を占める容器包装廃棄物について「消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する」という役割分担を定めています。

○市によって収集された容器包装廃棄物は国で定める基準によって、それぞれの素材に応じて洗浄、圧縮、一定量の梱包、保管等が行われ、この段階で容器包装廃棄物は「分別基準適合物」と呼ばれ、再商品化の対象となります。

* 再商品化義務の対象となっているのは、ガラス製の容器、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4品目で、アルミ缶、スチール缶、飲料用紙パック（原材料としてアルミニウムが利用されていないもの）、段ボールについては、分別収集をした段階で有償又は無償で取引されることが全国的に明らかであることから、再商品化義務の対象外となっています。

○市町村が分別収集して、主務大臣（環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣）が指定した保管施設に保管される分別基準適合物を事業者自らまたは、指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化しなければなりません。この指定を受けられる中間処理施設が市内及び近隣にはないため、現在、武蔵野市では瑞穂町長岡にある加藤商事リサイクルプラントに搬入しています。

○多摩地域で一部事務組合（複数の市が共同でごみ処理を行っているケース）ではなく、単独の市としてごみ処理を行っている市では、ほとんどが何らかの資源ごみの中間処理施設を市内に有しており、一部を市外で処理する場合もあるものの、容器包装廃棄物を全面的に市外で処理をしている自治体は武蔵野市のみになります。